「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
（茨城県指定　第０８７５６００２１５号）

当施設はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

１．施設経営法人 …… 2
２．ご利用施設 …… 2
３．居室等の概要 …… 3
４．職員の配置状況 …… 4
５．当施設が提供するサービスと利用料金 …… 5
６．インフルエンザ・肺炎球菌ワクチンについて …… １５
７．施設を退所していただく場合（契約の終了について） …… １５
８．残置物引取人 …… １６
９．苦情の受付について …… １６
１０.事故発生時の対応 …… １７
１１.虐待防止について …… １８
１２.ハラスメント …… １８
１３.感染症対策の強化について …… １９
１４.業務継続に向けた取り組みについて …… １９

〈 令和　　年　　月　　日 現在 〉

１.利用者（被保険者）

要 介 護 状 態 区 分	要介護１・要介護２・要介護３・要介護４・要介護５
要介護認定有効期間	令和　　年　　月　　日から
認 定 審 査 会 意 見	

２.事業者

事業所の名称	社会福祉法人 久遠会
所在地	茨城県小美玉市中台１４５－４
代表者氏名	理事長　坂入　久詞
電話番号	０５０－３７７６－９９７２
ＦＡＸ番号	０２９９－３６－８０７２

３．利用施設

事業所の名称	特別養護老人ホーム ほのか
所在地	茨城県小美玉市中台１４５－４
管理者氏名	長谷川　和子
電話番号	０５０－３７７６－９９７２
ＦＡＸ番号	０２９９－３６－８０７２

４.事業の目的と運営方針等

事業の目的	この事業は、利用される高齢者及び身体障害者に対して、適正な介護サービス（介護予防サービスを含む）を提供することを目的にする。
運営方針	１　利用者の人権を尊重し、常に利用者の立場に沿った施設サービスを提供する。 ２　施設サービス計画に基づき、可能な限り、利用者が有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、入浴・排泄・食事等の介護、その他の心身機能の維持向上に努める。 ３　家族や地域との結びつきを重視し、医療・保健・福祉等の関係機関や団体と連携を確立し、事業を推進する。 ４　地域から信頼される、開かれた施設運営を目指します。

５.ご利用施設で実施する事業

事業種類		県知事の事業指定		定員	備考
		指定年月日	指定番号		
施設	特別養護老人ホーム	平成30年7月1日	第0875600504号	30人	多床室 従来型個室
		平成22年11月1日	第0875600215号	50人	ユニット型個室 (併設型)
居宅	短期入所生活介護	平成22年11月1日	第0875600207号	10人	
	通所介護	令和5年10月1日	第0875600595号	20人	

６．施設の概要

特別養護老人ホーム

敷 地		５,１９７．６１㎡
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造
	延べ床面積	３，２５２．４８㎡
	利 用 定 員	６０人 （うち短期入所１０人）

（1）居室

居 室 の 種 類	室 数	面 積	1 人当たりの面積
1 人部屋	６０室	１,６８２．４３m	１５．５２～９６㎡

※ 指定基準は、居室1 人当たり10.65 ㎡

（2）主な設備

当施設では以下の居室･設備をご用意しています。入居される居室は全室個室で洗面台を備え、冷暖房完備です。日常生活は、１０人ずつのユニットケアを基本にしています。ユニット毎に、食堂・リビング・浴室があり、トイレ３か所を設置しています。

居室･設備の種類	室　数	備　考
居室(一人部屋)	５０室	５ユニット、各室洗面台つき
共同生活室	５室	各ユニットに１室（食堂・リビングほか）
浴　　室	５室 ２室	各ユニットに１室、一般浴槽 (共用)一般浴室、機械浴室
医　務　室	１室	(共用)
便　　所	１５か所	各ユニットに３か所

※食堂の指定基準は、居室１人あたり　　３，００m²

７.職員の勤務構成

職　　種	常勤換算	指定基準
１．施設長（管理者）	１名	（１名）
２．生活相談員	１名	０．５名
３．介護職員	１７名	１７名
４．看護職員（機能訓練指導員と兼務１名）	３名	
５．機能訓練指導員（看護職員と兼務）	１名	１名
６．介護支援専門員（生活相談員と兼務）	１名	０．５名
７．医師	１名	１名
８．管理栄養士	１名	１名

（短期入所生活介護サービス併設型）

８．職員の勤務体制

職　種	勤務体制
１．医師	週２回　　一日３時間
２．介護職員	早番　　7:00～16:00 日勤　　9:00～18:00 遅番　　11:00～20:00 夜勤　　16:30～ 9:30
３．看護職員	日中　　8:30～17:30

9. 施設サービスの概要

（1）法定給付サービス

概 要	内 容
食 事	栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。
排 泄	入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	年間を通じて週２回の入浴または、清拭を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容・口腔保清が行われるよう援助をします。リネン交換は、週１回実施します。
機能訓練	機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。 （主に生活リハビリを中心とする。）
健康管理	嘱託医師により、週２回診察日を設けて健康管理に努めます。 服薬の管理は看護職員が責任を持って実施します。 また、緊急等必要な場合には、主治医あるいは、協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 当施設の嘱託医 診療所：坂入医院 医師名：坂入　久詞 診察日：週２回
相談及び援助	当施設は、入所及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行う様に努めます。 利用者の施設介護サービスが作成される間についても、当然利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活が送れるよう適切な各種介護サービスを提供します。
社会生活の便宜	当施設では、必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設での生活を実りあるものとするため、適宜、レクリェーション行事を企画します。 主なレクリェーション行事 納涼祭、運動会、敬老会、誕生会、クリスマス会、忘年会 買物、バスハイク、折り紙教室、お花見、レストラン等

（2）その他

サービス提供記録の保管	この契約の終了後５年間保管します。
サービス提供記録の閲覧	土、日曜日・祝日を除く毎日午前9 時～午後5 時

10. 施設サービス計画について

施設サービス計画を作成し、日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します。施設サービス計画は長くとも６ヶ月毎、また必要なサービスの変更に応じて、適宜見直します。
なお、事業計画及び財務内容についての閲覧も可能です。

11. 利用者負担金

施設サービス費（１日あたりの自己負担額）
介護保険制度では要介護認定による要介護度によって異なります。

要介護度区分	個室	
	利 用 料	利用者負担金
要介護度 １	６，７００円	６７０円
要介護度 ２	７，４００円	７４０円
要介護度 ３	８，１５０円	８１５円
要介護度 ４	８，８６０円	８８６円
要介護度 ５	９，５５０円	９５５円

×介護保険負担割合証に記載の割合

（注意）介護給付算定に係る体制等に関する届け出に基づき、認定するものとします。

※保険の加算料金（加算額に介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額を算定する）

介護保険加算	加算額	内容
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	４６ 円／日	①新規入所者の総数（半年～1年間における）のうち、要介護4～5 の割合が70%以上、又は認知症である者の割合が65%以上、又はたん吸引等の医行為を必要とする者の割合が15%以上 ②介護福祉士数が常勤換算で、入所者数が6またはその端数を増すごとに1以上
看護体制加算（Ⅰ）	６円／日	常勤看護師を1人以上配置
看護体制加算（Ⅱ）	１３円／日	①看護職員を常勤換算で入所者数25またはその端数を増すごとに1人以上配置 ②当該事業所か病院診療所・訪問看護ステーションの看護職員と24時間の連絡体制を確保
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	２７円／日	夜勤介護職員・看護職員数が最低基準を1 人以上上回っている ※見守り機器を入所者数の10%以上設置、見守り機器活用の委員会を設置し必要な検討を実施している場合、最低基準を0.9人以上上回る場合に算定
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	３３円／日	上記要件に加え、夜勤時間帯を通じて、看護職員または喀痰吸引等の実施ができる介護職員が最低基準を1人以上上回っている
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	１００円／3ヶ月	①訪問・通所リハを実施している事業所または又はリハビリを実施している医療機関の理学療法士等や医師からの助言を受ける事ができる体制を構築し、助

		言を受けた上で、機能訓練指導員等が個別機能訓練計画の作成等を行う ②機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供 ③機能訓練指導員などが理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月に1回以上評価し利用者またはその家族に説明し、見直し等を行う
個別機能訓練加算（Ⅰ）	１２円／日	①専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置 ②機能訓練指導員等が共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し実施
ADL維持等加算（Ⅰ）	３０円／日	①利用者（評価対象利用期間が6月超）の総数が10人以上 ②利用者等全員について評価対象利用期間の初月と、その翌月から起算して6月目（サービス利用がない場合には利用最終月）のADLを評価し、その値（ADL値）を測定し、測定月ごとに厚生労働省に提出 ③評価対象利用者の評価対象利用開始月の翌月から起算し6月目に測定したADL値から評価対象開始月に測定したADL値を控除し得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（ADL利得）の平均値が1以上
ADL維持等加算（Ⅱ）	６０円／日	①（Ⅰ）①・②を満たす ②（Ⅰ）③についてADL利得の平均値が3以上
若年性認知症利用者受入加算	１２０円／日	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う
障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	２６円／日	視覚障がい者等の入所者が15人以上又は視覚障がい者等の入所者が30%以上の施設で常勤の障害者生活支援員を1人以上配置する
障害者生活支援体制加算（Ⅱ）	４１円／日	視覚障がい者等の入所者が50%以上で常勤・専従の障害者生活支援員を2人以上配置、かつ、障害者生活支援員を常勤換算で障がい入所者の数を50で除した数に1を加えた数以上配置
外泊時費用	２４６円／日	病院・診療所への入院を要した場合および居宅での外泊を認めた場合（月6日まで）※入院または外泊の初日および最終日は算定しない
初期加算	３０円／日	入所日から起算して30日以内の期間に算定（30日を超える入院後の再入所も同様）
退所時栄養情報連携加算	７０円／回	特別食を必要とする入所者、または低栄養にあると医師が判断した入所者が退所する際、管理栄養士が退所先へ栄養管理に関する情報を提供した場合（栄養管理の基準を満たさない場合、または栄養マネジメント強化加算を算定している場合は算定しない）（月1回まで）
再入所時栄養連携加算	２００円／回	医療機関に入院し、退院後再入所時に、入所者が特別食等を必要とし、施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合（1回まで）
退所前訪問相談援助加算	４６０円／回	入所期間が1月を超える見込みの入所者の対処に先立ち、退所後の居宅を訪問し、退所後の介護サービスについての相談援助や連絡調整等を行った場合（入所中に1回または2回まで）
退所後訪問相談援助加算	４６０円／回	退所後30日以内に居宅等を訪問し、入所者及びその家族等への相談援助や連絡調整等を行った場合（退所後1回まで）
退所時相談援助加算	４００円／回	退所後の介護サービスについての相談援助を行い、かつ退所から2週間以内に市町村及び老人介護支援センターに情報提供している場合（1回まで）
退所前連携加算	５００円／回	退所に先立って居宅介護支援事業所に対して、文書を添えて情報提供し、かつ連携して退所後のサービス利用に関する調整を行った場合（1回まで）
退所時情報提供加算	２５０円／回	入所者が退所し医療機関に入院する場合に、当該医療機関へ心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で入所者の紹介を行った場合（1回まで）
協力医療機関連携加算	(1) ５０円／月 (2)　５円／月	(1)相談・診療体制を常時確保し緊急時入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関の場合（2025年3月31日までは100円／月） (2)上記以外の協力医療機関の場合 協力医療機関との間で、利用者の同意を得て病歴などの情報を共有する会議を定期的に開催

栄養マネジメント強化加算	１１円／日	①管理栄養士を常勤換算で入所者数を50（常勤栄養士を1人以上配置し給食管理を行っている場合は70）で除した数以上を配置 ②低栄養状態またはそのおそれがある入所者に対して、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い入所者ごとの栄養状態、心身の状況および嗜好等を踏まえた食事の調整等を行う ③②に規定する以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題がある場合は早期に対応する ④入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施にあたり当該情報等を活用する
経口移行加算	２８円／日	医師の指示で、医師等が共同して、現に経管で食事している入所者ごとに経口による食事摂取を進めるための経口移行計画を作成し、計画に従い医師の指示を受けた管理栄養士・栄養士が栄養管理および言語聴覚士・看護職員による支援を行う。（計画作成日から180日以内）
経口維持加算（Ⅰ） ＊ﾋﾞﾃﾞｵﾚﾝﾄｹﾞﾝ又は内視鏡検査の確認が必要	４００円／月	摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種が共同して食事の観察および会議等を行い、経口維持計画を作成し、計画に従い医師・歯科医師の指示を受けた管理栄養士または栄養士が栄養管理を実施する
経口維持加算（Ⅱ） ＊水飲みテスト等による確認が必要	１００円／月	施設が協力歯科医療機関を定め、同加算(Ⅰ)を算定していて、会議等に医師・歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士が加わった場合
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	９０円／月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上実施するほか、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導、入所者の口腔に関する相談等への対応を実施
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	１１０円／月	(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の実施にあたり当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施に必要な情報を活用している場合
療養食加算	６円／回	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合(1食を1回とし、1日3回まで)
特別通院送迎加算	５９４円／月	透析を要する入所者で、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対し、月12回以上、通院のため送迎を行った場合
配置医師緊急時対応加算		施設の配置医師が施設の求めに応じ早朝、夜間、深夜、または配置医師の通常の勤務時間外（早朝、夜間、深夜を除く）に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ診察を行った理由を記録した場合（看護体制加算(Ⅱ)を算定）
	３２５円／回	(1)配置医師の勤務時間外の場合（早朝、夜間、深夜を除く）
	６５０円／回	(2)早朝（午前6時～8時）・夜間（午後6時～10時）の場合
	１，３００円／回	(3)深夜（午後10時～午前6時）の場合
看取り介護加算(Ⅰ)		看取り介護に関する計画のもと看取り介護が行われ、施設にて死亡した場合
	７２円／日	(1)死亡日45日前～31日前
	１４４円／日	(2)死亡日30日前～4日前
	６８０円／日	(3)死亡日前々日～前日
	1,２８０円／日	(4)死亡日
在宅復帰支援機能加算	１０円／日	利用者の退所後に指定居宅介護支援事業者に必要な情報の提供、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合
在宅・入所相互利用加算	４０円／日	予め在宅期間及び入所期間（3 ヶ月上限）を定め、当該施設の居室を計画的に利用している場合

認知症専門ケア加算（Ⅰ）	３円／日	①日常生活自立度Ⅲの入所者が50％以上　②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者が20人未満の場合は1以上、対象者の数が20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施　③従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	４円／日	①（Ⅰ）を満たす　②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1人以上配置し、事業所または施設全体の認知症ケアの指導等を実施　③介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施（予定含む）
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	１５０円／月	①日常生活自立度Ⅱ入所者の割合が50％以上　②専門的な研修を修了している者を1人以上配置、かつ複数人の介護職員のチームを組む　③対象者個別に評価を計画的に行い、評価に基づく値を測定し、チームケアを実施　④カンファレンスの開催、計画の作成、定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行う
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	１２０円／月	①（Ⅰ）①・③・④を満たす　②専門的な研修を修了している者を1人以上配置し、かつ複数人の介護職員のチームを組む
認知症行動・心理症状緊急対応加算	２００円／日	医師により認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急に入所が適当であると判断した者（入所後7日まで）
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	３円／月	①入所者等ごとに、入所時に褥瘡の有無の確認、褥瘡発生リスクについて評価を行い、その後3月に１回以上評価を行い、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施にあたり当該情報等を活用 ②①の評価の結果、褥創が認められ、または褥瘡のリスクがある入所者ごとに、多職種が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成する ③入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態を定期的に記録している ④①の評価に基づき、3月に1回以上、褥瘡ケア計画を見直す
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	１３円／月	①（Ⅰ）を満たす ②①の評価の結果、入所時に褥瘡が認められた入所者の褥瘡が治癒、または褥瘡のリスクがある入所者に褥瘡の発生がない
排せつ支援加算（Ⅰ）	１０円／月	①入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて医師または医師と連携した看護師が入所時に評価するとともに、3月に1回以上評価を行い、その結果等の情報を厚生労働省に提出し、排泄支援の実施にあたり当該情報等を活用 ②①の評価の結果、排泄に介護を要する入所者で、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師等が共同して、排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施 ③①の評価に基づき、3月に1回以上、入所者ごとに支援計画を見直す
排せつ支援加算（Ⅱ）	１５円／月	①（Ⅰ）を満たす ②（Ⅰ）①の評価の結果、以下（ア）・（イ）・（ウ）のいずれかを満たす （ア）要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時と比較して排尿または排便の状態のいずれかが改善し、いずれも悪化していない（イ）おむつ使用「あり」から使用「なし」に改善（ウ）入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去
排せつ支援加算（Ⅲ）	２０円／月	①（Ⅰ）を満たす ②（Ⅰ）①の評価の結果、（ア）または（ウ）、かつ（イ）を満たす
自立支援促進加算	２８０円／月	①医師が入所者ごとに、自立支援に係る医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも3月に1回以上、医学的評価の見直しを行い、その結果を厚生労働省に提出し、自立支援促進の実施にあたり当該情報等を活用 ②①の医学的評価の結果、自立支援促進の対応が必要だとされた入所者ごとに

		医師等が共同して支援計画を策定しケアを実施する ③①の医学的評価に基づき、3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直す ④医師が自立支援に係る支援計画等の策定等に参加する
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	４０円／月	①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出 ②必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービス提供にあたり①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	５０円／月	(Ⅰ)に加え、利用者等の疾病等の情報を厚生労働省に提出
安全対策体制加算	２０円／回	①事故の発生・再発を防止する措置を適切に実施するための担当者を配置 ②①の担当者が安全対策に係る外部研修を受けている ③施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備（入所時に1回まで）
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	１０円／月	①第二種協定指定医療機関（感染症法第6条第17項）との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保 ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応 ③診療報酬の感染対策向上加算または外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関または地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	５円／月	①診療報酬の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を3年に1回以上受けている
新興感染症等施設療養費	２４０円／日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症（※）に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った場合（月1回、連続5日まで） （※）現時点で指定されている感染症はなし
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	１００円／月	①利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会について、以下（一）～（四）について検討および実施の定期的な確認を行う（一）業務効率化、質向上、職員の負担軽減に資する機器（以下「介護機器」）を活用する場合の利用者の安全、ケアの質確保（二）職員の負担軽減、勤務状況への配慮（三）介護機器の定期的な点検（四）業務効率化、質向上、職員の負担軽減をはかるための職員研修 ②①の取組および介護機器の活用による業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の実績がある ③介護機器を複数種類活用している ④①の委員会での職員の業務分担の明確化等による業務効率化、質の確保、負担軽減を検討・実施し、実施を定期的に確認 ⑤事業年度ごとに①③④の取組による業務効率化、質の確保、職員の負担軽減を厚生労働省へ報告
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	１０円／月	①（Ⅰ）①を満たす　②介護機器を活用している③事業年度ごとに①②の取組による業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の実績を厚生労働省へ報告
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	２２円／日	①介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が80%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上　②質の向上に資する取組を実施している
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	１８円／日	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が60%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	６円／日	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上、または看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が75%以上 、もしくはサービスを直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上の割合が30%以上

＊加算の仕組み上、施設退所後に費用請求が発生する場合がございますので、ご了承下さい。

介護職員等処遇改善加算について

介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。

加算名称	サービス別加算率
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に14.0%を乗じた単位数で算定
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に13.6%を乗じた単位数で算定
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に11.3%を乗じた単位数で算定
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数に9.0%を乗じた単位数で算定

※所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定から除外する。

※　算定要件等

（1）　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

① 介護職員、その他の職員の賃金改善（退職手当を除く）について、次に掲げる（一）（二）のいずれにも適合し、かつ賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じる

（一）仮に当該加算（Ⅳ）を算定した場合に見込まれる額の2分の1以上を基本給、または毎月支払われる手当に充てる

（二）介護福祉士で経験および技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」）のうち一人は、賃金改善後の見込額が年額440万円以上。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額、その他の理由により当該賃金改善が困難である場合はこの限りでない

② ①の賃金改善に関する計画、当該計画の実施期間・実施方法、その他の職員の処遇改善の計画等を記載した「介護職員等処遇改善計画書」を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事（指定都市・中核市は市長、以下同）に届け出ている

③ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施する。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために職員の賃金水準（本加算による賃金改善額を除く）を見直すことはやむを得ないが、その内容を都道府県知事に届け出る

④ 事業所年度ごとに職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告

⑤ 算定月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法、その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない

⑥ 労働保険料の納付が適切に行われている

⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合

（一）　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めている

（二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している

（三）　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保している

（四）（三）について、全ての介護職員に周知している

（五） 介護職員の経験、もしくは資格等に応じて昇給する仕組み、または一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている

（六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している

⑧ ②の届け出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）および当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している

⑨ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用、その他の適切な方法により公表している

⑩ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・（Ⅱ）のいずれか、または日常生活継続支援加算（Ⅰ）・（Ⅱ）のいずれかを届けている

（2） 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

（1）①～⑨を満たす

（3） 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること

（1）①（一）・②～⑧を満たす

（4） 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

（1）①（一）・②～⑥・⑦（一）～（四）・⑧を満たす

居住費・食費（介護保険給付対象外）

＊居住費

居住費・食費は、所得・課税状況に応じて料金が異なります。

段階区分	第４段階（基本）	第３段階②	第３段階①	第２段階	第１段階
個 室 （光熱水費+室料）	２，０６６円	１，３７０円	１，３７０円	８８０円	８８０円

＊ 利用者が介護保険負担限度額認定書を受けているときは、その認定に基づく支払を受けるものとする。

＊ 入院、外泊期間中はその認定に基づく居住費が別途かかります。

＜食事の負担金＞

段階区分	第４段階（基本）	第３段階②	第３段階①	第２段階	第１段階
食費の負担額	１，４４５円	１，３６０円	６５０円	３９０円	３００円

＊ 利用者が介護保険負担限度額認定書を受けているときは、その認定に基づく支払を受けるものとする。

① サービスが介護保険の適用を受ける場合は、サービス費の負担割合に応じた額と食費、居住費の合計額をお支払いいただきます。

② 保険料の滞納などにより、サービス費の負担割合に応じた「利用者自己負担」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額（10 割）をお支払いいただき、後日保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

介護保険給付外サービス

サービスの種類と内容

① 電気製品持ち込み

１日１台につき５０円の電気料金でご利用いただけます。

② 理容・美容

理容師・美容師の出張による理美容サービス（調髪、顔剃、パーマ、毛染め）をご利用いただけます。

③ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

◇ 管理する金銭の形態 ： 施設の指定する金融機関に預け入れている預金

◇ お預かりするもの ： 上記預貯金通帳と金融機関に届出た印鑑、有価証券、年金証書

◇ 出　納　方　法 ： 手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引出しが必要な場合、指定の依頼書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記依頼の内容に従い、預金の預け入れ及び引出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、通帳へ出入金を記録します。

◇ 利　用　料　金 ： 1ヶ月当たり　3,000 円

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。（１枚２０円）

⑤ 日常生活上必要とする諸費用等

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるもの（衣類・嗜好品等）にかかる費用をご負担いただきます。

◎ おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥ レクリエーション・クラブ活動

ご契者の希望により、レクリエーション・クラブ活動に参加して頂くことができます。

⑦ 特別な食事の提供

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。（実費）

⑧ 協力病院以外への通院や入院の際の移送サービスについては、実費をご負担いただきます。

一回利用あたり　　１時間　１０００円

⑨ 契約書第１０条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料　　金	9,000 円	10,000 円	10,000 円	11,000 円	11,000 円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合

自　立　　7,000 円

要支援　　8,000 円

◇①～⑦について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更する２か月前までにご説明します。

１２．利用料金のお支払い方法（契約書第９条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、1 か月ごとに計算しご請求しますので、翌月１５日までにお支払いください。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

１３．協力医療機構

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務付けるものでもありません。)

協力医療機関

医院名	住所	診療科目
八郷整形外科内科病院	石岡市東成井２７１９	内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、放射線科
医療法人坂入医院	下妻市高道祖５６８３－１	内科、循環器科、精神内科、心療内科

１４．インフルエンザ・肺炎球菌ワクチン接種について

インフルエンザワクチンは、年に一回、肺炎球菌ワクチンは５年に１回接種致します。特別な理由（アレルギー等）がなければ接種して頂きたいと思いますのでご了承ください。

承諾致します。

本人　　印

ご家族　　印

１５．損害賠償について（契約書第８条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

１６．施設利用の留意事項（契約書第８条参照）

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

② 故意に、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

１７．施設を退所していただく場合（契約の終了について）

（１）契約の終了

契約書第１１～１３条をご参照ください。

（２）ご契約者が病院等に入院された場合の対応について

◎当施設に入所中に、医療機関への入院の必要性が生じた場合の対応は、以下の通りです。

１、おおむね３ヶ月以内の入院の場合

３ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、契約者および家族等にやむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

２、３ヶ月以内の退院が見込まれない場合

３ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

（３）円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

①適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
②居宅介護支援事業者の紹介
③その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

１８．身元引き受け人及び残置物引取り人

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「身元引受人および残置物引取人」を定めていただきます。

（身元引受人および残置物引取人は同一人でも差支えありません）

身元引受人に関して、住所地の違う２名を定めていただくことにしております。

１９．苦情処理

（１）当施設での苦情の受付

社会福祉法人　久遠会　相談受付窓口

【苦情解決責任者】

施設長：長谷川　和子

【苦情受付担当者】

相談員：山本　鈴子　　鈴木　統子

代表受付電話：０５０－３７７６－９９７２

（２）第三者委員

斎藤　正明：久遠会　評議員

糸賀　良徳：〒310-0021 茨城県水戸市南町３丁目３－３５

糸賀良徳法律事務所：０２９－２２８－３０００

２０．事故発生時の対応

（１）事故の分類（緊急）

事故の分類は①外傷　②呼吸停止　③出血　④毒物誤飲　⑤その他とする。

（２）事故発生時の対応

① 事故が発生した場合には、速やかに管理者(施設長)・ご家族へ連絡するとともに、応急処置を行わなければならない。

② 管理者は、その事故の状況及び症状に応じ、嘱託医の指示により、必要に応じて救急車の出勤要請、病院への搬送等の処置を講じる。

※夜間時においては、上記に準じるものとし、連絡体制は、非常災害時召集通達網によるものとする。

（３）報告及び記録

① 職員は応急処置の結果を速やかに管理者に連絡しなければならない。

② 管理者は事故の内容が大規模にわたる時は、関係職員に連絡を行うものとする。

③ 職員は事故発生時の状況並びに経過を記録しなければならない。

④ 管理者は事故の内容により事故の経過を身元引受人に報告し、事故に関する説明を求められた場合には事故の記録等の書類を提示しなければならない。

（４）再発防止の努力

管理者は、事故の処理が終了したときは、速やかに事故の発生原因、その後の対応等について協議を行い、事故の再発防止に努めなければならない。

（５）その他

① 管理者は、事故の内容によって、必要を認めるときは関係機関に報告するものとする。

② 報道機関の対応は、管理者の指示のもとに行い、入所者の不安を助長し、プライバシーを侵害する恐れのある施設内の影響等行わないよう、報道機関に極力要請するものとする。

③ その他の事故の対応（食中毒事故・無断外出・災害事故）については、社会福祉法人久遠会緊急対応マニュアルに沿って対応するものとする。

２１．虐待防止について

当施設では、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

① ご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
② 当施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

２２.ハラスメントについて

当施設では､介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

① 施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
（1）身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
（2）個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
（3）意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
上記は、当施設職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に研修を行う、及びチェックシートにより、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

２３．感染症対策の強化について

当施設において感染症が発症し、蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 施設内の設備、及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
② 施設内における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、結果を職員に周知します。
③ 施設内における感染症の予防及び蔓延防止のためのマニュアルを整備しています。
④ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

２４.業務継続に向けた取り組みの強化

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

２３．第三者評価の実施状況

<table>
<tr><td rowspan="4">第三者による評価の実施状況</td><td rowspan="3">１　あり</td><td>実施日</td><td></td></tr>
<tr><td>評価機関名称</td><td></td></tr>
<tr><td>結果の開示</td><td>１　あり　　２　なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">[2]　なし</td></tr>
</table>

令和　　年　　月　　日

介護老人福祉施設サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業者〉所在地　　小美玉市中台１４５－４

事業所名　　社会福祉法人久遠会
特別養護老人ホーム　ほのか

代表者名　　施設長　　長谷川　和子　印
（ 指定番号０８７５６００２１５号 ）

〈説明者〉所属　　特別養護老人ホーム　ほのか
氏名　　鈴木　統子　　印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設サービスについて重要な説明を受けました。

〈利用者〉

所在地

氏名　　印

〈ご家族〉

所在地

氏名　　印

続柄（利用者との関係）